

最高裁秘書第2069号

平成31年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

4月8日付け（同月9日受付、最高裁秘書第1919号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

家庭局事務分掌（平成31年度版）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

家庭局事務分掌

平成31年度版

課	係	事務内容
第一課	庶務係	1 局の職員の人事、給与及び服務に関する事項 2 局の職員の研修その他能率増進に関する事項 3 局の文書の接受、発送及び保管に関する事項 4 局の公印の保管に関する事項 5 局の物品の受入れ及び保管に関する事項 6 局の職員の共済組合事務に関する事項 7 局の他の課及び課の他の係に属しない庶務に関する事項
	企画係	1 局の予算の要求及び実行に関する事項 2 他の局課との連絡及び調整に関する事項 3 局内の各課（係）間の事務の調整に関する事項 4 家庭裁判所委員会に関する事項 5 局の他の課及び課の他の係に属しない事項（庶務係所管事項を除く。）
	少年法規・事件係	1 少年審判に関する法規の制定及び改廃に関する事項 2 少年審判の取扱いに関する調査（改正少年法に係る諸制度の実施状況に関する調査を除く。），連絡、指示等に関する事項 3 少年審判に関する裁判例、通達、通知、学説等の収集及び整理に関する事項 4 少年審判に関する外国法制の調査及び研究並びに国際司法共助に関する事項 5 少年審判に関する関係機関との連絡協議に関する事項 6 課の他の係に属しない少年審判に関する事項
	少年資料係	1 少年審判に関する統計に関する事項 2 少年審判に関する情報システムに関する事項 3 少年審判の取扱いに関する調査（改正少年法に係る諸制度の実施状況に関する調査）に関する事項 4 少年審判に関する協議会等の実施に関する事項 5 少年審判に関する執務資料等の作成及び配布に関する事項 6 課の所管事項に関する刊行物に関する事項

課	係	事務内容
	家事法規・事件係	<p>1 家事審判、家事調停、人事訴訟及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「子奪取条約実施法」といい、家事審判、家事調停及び人事訴訟と併せて「家事関係事件」という。）に関する法規の制定及び改廃に関する事項</p> <p>2 家事関係事件に関する外国法制の調査及び研究並びに国際司法共助に関する事項</p> <p>3 家事関係事件に関する執務資料等の作成及び配布に関する事項</p> <p>4 子奪取条約実施法に基づく手続に関する事項</p> <p>5 家事関係事件に関する関係機関との連絡協議に関する事項</p> <p>6 課の他の係に属しない事項</p>
	家事手続第一係	<p>1 別表第二審判事件の手続に関する事項</p> <p>2 家事調停事件の手続に関する事項</p> <p>3 家事調停委員に関する事項</p> <p>4 家事審判事件（家事手続第二係及び第三係所管事項を除く。）及び家事調停事件に関する協議会等の実施に関する事項</p> <p>5 人事訴訟の手続に関する事項</p>
第二課	家事手続第二係	<p>1 後見関係事件の手続に関する事項（家事手続第三係所管事項を除く。）</p> <p>2 財産管理関係事件の手続に関する事項（家事手続第三係所管事項を除く。）</p> <p>3 参与員に関する事項</p>
	家事手続第三係	<p>1 後見関係事件処理の在り方に関する事項</p> <p>2 財産管理関係事件処理の在り方に関する事項</p> <p>3 後見関係事件及び財産管理関係事件についての協議会等の実施に関する事項</p>
	家事資料係	<p>1 家事関係事件に関する統計に関する事項</p> <p>2 家事関係事件に関する情報システムに関する事項</p> <p>3 家事関係事件の取扱いに関する調査等に関する事項</p> <p>4 家事関係事件に関する裁判例、通達、通知、学説等の収集及び整理に関する事項</p> <p>5 家事関係事件に関する争訟事件の連絡等に関する事項</p> <p>6 別表第一審判事件（家事手続第二係及び第三係所管事項を除く。）の手続に関する事項</p> <p>7 課の所管事項に関する刊行物に関する事項</p>

課	係	事務内容
第三課	調査制度係	<p>1 家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補（以下「調査官」という。）の制度に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>2 調査官の執務に関する調査及び研究並びに企画及び立案に関する事項</p> <p>3 調査官事務の査察及び指導に関する事項</p> <p>4 家庭裁判所の医師及び看護師である裁判所技官の職務に関する事項</p> <p>5 課の所管事項に関する刊行物に関する事項</p> <p>6 課の他の係に属しない事項</p>
	科学調査係	<p>1 家庭裁判所の科学的調査に関する研究及び開発に関する事項</p> <p>2 調査官関係の協議会等の実施に関する事項</p> <p>3 調査官関係の執務資料等の作成及び配布に関する事項</p> <p>4 家事関係事件に関する調査事務に関する事項</p> <p>5 少年審判に関する調査事務及び観察事務に関する事項</p> <p>6 家事関係事件及び少年審判に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>7 家事関係事件及び少年審判に関する関係機関との連絡調整事務に関する事項</p>